

# 学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申し合わせ

平成25年11月13日 教授会制定

## (趣旨)

**第1条** 経営学研究科（経営学部）において開講している授業科目の成績評価について、次のとおり申し立てができるものとする。

この申し合わせは、学生から成績評価に対する申し立てがあった場合、成績評価の透明性、厳格性を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

## (申し立ての理由)

**第2条** 学生は受講した授業科目の成績評価について、当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、経営学研究科長（経営学部長）に申し立てを行い、授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

## (申し立ての手続き)

**第3条** 成績評価に対する申し立ては、成績発表後原則として1週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により、経営学研究科の学部・大学院教務係に提出することとする。

## (申し立てへの対応)

**第4条** 申し立てを受けた授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに経営学研究科の学部・大学院教務係を通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等が書面により経営学研究科長（経営学部長）に報告することとする。